

緊急開催

成立直後！「消費税転嫁阻害行為特別措置法」にどう対応するか？

～下請法の実務と国会審議から実務運用のあり方を探る～

【特割料金 24,000 円】

講師 弁護士 ^{よしみねこうへい} 吉峯耕平 氏 （田辺総合法律事務所）

日時 平成25年7月24日（水）午後1時30分～午後4時30分

消費税率は、平成26年4月には5%から8%に、平成27年4月にはさらに10%に引き上げられることが予定されています。その際に中小企業が苦境に陥るのではないかと世論に配慮する形で、平成25年6月5日、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が、国会で可決成立しました（10月1日に施行）。

特措法は、①転嫁拒否の禁止、②消費税還元セール禁止、③外税表示の容認、④転嫁・表示カルテル、という4つの項目から構成されています。このうち、②の点が報道でも問題視され、衆議院における修正を経て、適用範囲が限定・明確化されました。

しかし、①だけでも、下請法とは異なり、ほとんどあらゆる企業間取引に適用され、一定の範囲とはいえ、価格設定という営業活動の根幹部分が直接規制されるので（特措法の「買ったたき」は、概ね手続的な面を規制する下請法の「買ったたき」とは異なります。）、その影響は甚大です。ガイドラインが策定され、パブリックコメントの後、公正取引委員会等が講習会を実施することが予定されていますが、一刻も早い対応の検討が必要です。

本セミナーでは、転嫁拒否の禁止を中心に、従来の下請法の実務、国会審議や可能であればガイドライン案（※）を踏まえて、判断基準と対応方法を解説します。

※本セミナー開催までにガイドライン案が公表されないこともありますので、予めご了承ください。

1. 消費税増税と特措法の概要

2. 転嫁拒否の禁止

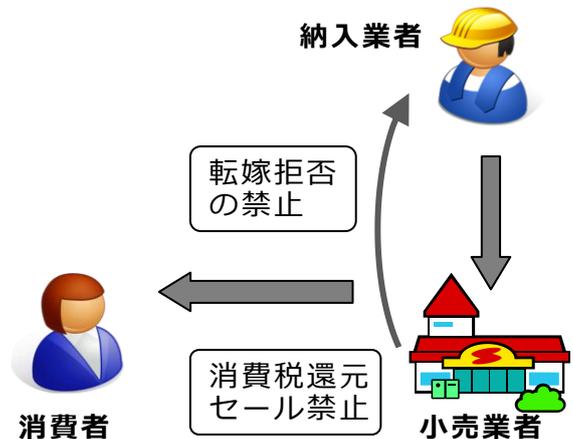
- ・ 優越的地位の濫用・下請法と特措法の違い
～無限定な適用範囲、禁止行為、執行体制
- ・ 下請法から大幅に拡大された「買ったたき」
- ・ 飛躍的に強化された執行体制
- ・ 減額、購入強制・利益提供要請の基準と留意点

3. 消費税還元セールの禁止

4. 総額表示と外税表示

- ・ 消費者取引：外税表示の許容
- ・ 事業者間取引：外税交渉の応諾義務

5. 転嫁・表示カルテル



本セミナーの受講者（又はその代わりの方1名）は、ガイドライン案発表後に当社が開催する同テーマ・同講師のセミナーを1回限り、特割料金の半額で受講できます。

【講師紹介】02年東京大学経済学部卒業、05年弁護士登録。田辺総合法律事務所所属。（<http://www.tanabe-partners.com>）＜専門分野＞会社法、金商法を中心とする企業法務全般、訴訟等の紛争解決業務。証券訴訟（経済学的知見の訴訟への応用）。独禁法・下請法。刑事事件。医事法。＜主な著作＞「従業員が逮捕された場合には企業はどう対応すべきか」（共著、Lexis 企業法務2007年7月号）、「下請法コンプライアンス体制とその盲点」（BUSINESS LAW JOURNAL2011年8月号）、「【Q&A】大規模災害に備える企業法務の課題と実務対応」（編集共著、清文社、2011年）、「法務研修プログラム 独占禁止法 優越的地位の濫用・下請法を中心に」（共著、Business Law Journal 2012年7月号）、「最新役員報酬をめぐる法務・会計・税務」（共著、清文社、2012年） ※録音・ビデオ撮影はご慮下さい。

■主催 経営調査研究会
■後援 金融財務研究会
<http://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成25年7月24日(水)
13:30 ~ 16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき24,000円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき19,000円。後日追加申込みが予定されている場合はその旨ご連絡下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

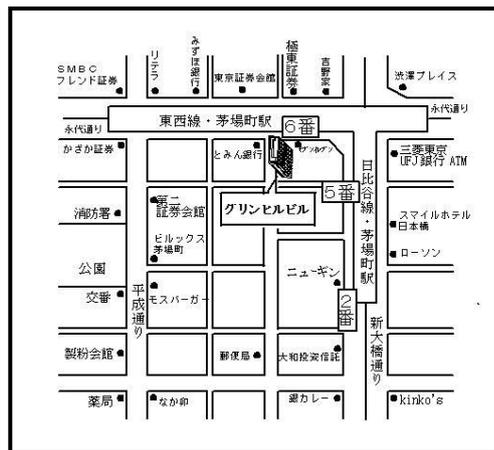
申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からお申し込みいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。ご記入いただきました個人情報は、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱東京UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947



----- 切らずにこのままお送り下さい -----

成立直後!「消費税転嫁阻害行為特別措置法」にどう対応するか?

7/24

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成25年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

*セミナーコード 1373 (Law-251373)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。